

京都市における個人情報保護制度の見直しについて
答申

令和4年8月
京都市情報公開・個人情報保護審議会

目 次

第 1	はじめに	2
1	国の個人情報保護法改正の背景	2
2	京都市の個人情報保護制度の取組	3
3	京都市の個人情報保護制度の見直しの必要性	3
第 2	個人情報保護制度の見直しに対する審議会の意見	4
1	基本的な考え方	4
2	個人情報保護制度の比較	5
3	条例改正事項についての審議会の意見	6
	項目 1 定義、適用対象	6
	項目 2 取扱いの制限	9
	項目 3 安全管理措置	13
	項目 4 個人情報の開示請求	15
	項目 5 訂正及び利用停止請求	17
	項目 6 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録	18
	項目 7 行政機関等匿名加工情報提供制度	19
	項目 8 審議会の役割	20
4	条例改正に伴う運用事項についての審議会の意見	21
	《参考資料》	
1	審議会委員名簿、制度部会委員名簿	26
2	審議経過	26

第1 はじめに

1 国の個人情報保護法改正の背景

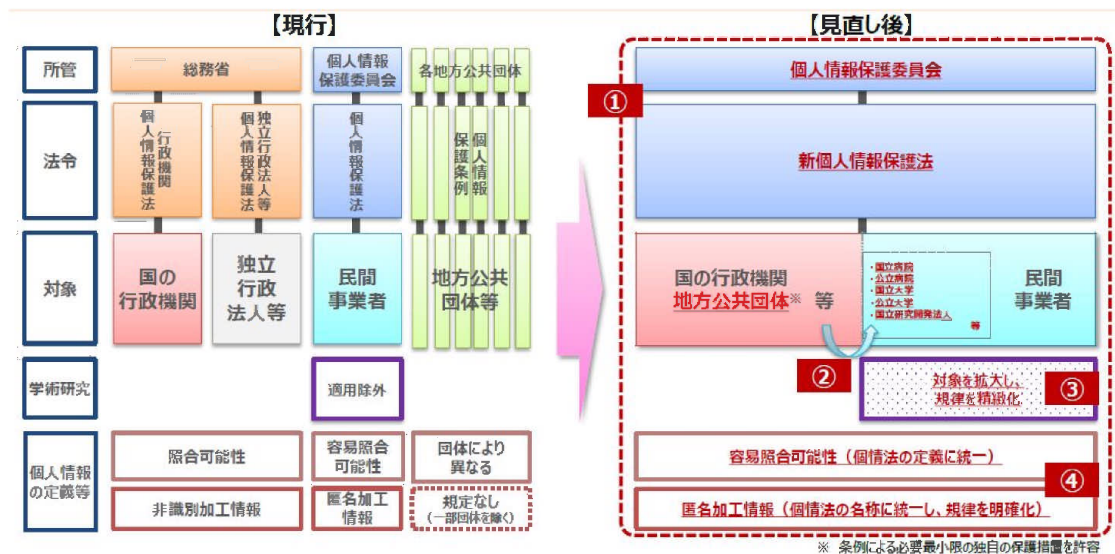
近年、情報通信技術を用いて多様かつ大量な情報を活用することで、国民の利便性向上や、直面する様々な課題の解決を目指し、創造的かつ活力ある発展が可能となる「デジタル社会」の形成が重要なテーマとなっています。

特に、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用なども求められており、同時に、個人の人格尊重の理念のもとで、慎重に取り扱われるべき個人情報については、その適正な管理に万全を期す必要があります。そこで、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用を両立させることが重要な課題となっています。

このような時代の変化が進む一方、これまでは、個人情報保護に関する法令上の枠組みが、民と官、そして、国やそれぞれの地方公共団体ごとに個々縦割りになっており、データの利活用における支障や、個人情報の保護水準のばらつきなどを生んでいました。

そこで、今般、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律（個人情報保護法）とし、地方公共団体の個人情報保護制度についても、その先導的な役割に留意したうえで、統合後の法律を適用することにより全国的な共通ルールを設定するとともに、独立した監督機関である国の個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、及び、全ての地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督することとされました。

この法改正によって、個人情報の保護について全国的な水準が担保されるとともに、ゆとりと豊かさを実感できる暮らしの実現、さらには、活力に満ちた地域社会の持続性に繋がるなど、これからの時代にふさわしいデジタル社会の形成が期待されています。



出典：個人情報保護委員会資料「個人情報保護制度見直しの全体像」（令和3年5月）

2 京都市の個人情報保護制度の取組

京都市では、国に先んじて、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であるとの考えのもと、昭和 62 年に条例を整備し、個人情報保護制度の運用を行っております。

制定年	条 例	内 容
昭和 62 年	「京都市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を制定	京都市が電子計算機で処理する個人情報を保護
平成 5 年	「京都市個人情報保護条例」を制定	電子計算機処理以外も含めた総合的な保護制度を確立

平成 15 年に、国において、民間事業者や国の行政機関に適用される法律が制定されましたが、地方公共団体については、これらの法律の適用対象外とされ、これまで、地方公共団体ごとに、それぞれの条例に基づく制度が構築されてきました。

3 京都市の個人情報保護制度の見直しの必要性

新しい個人情報保護法（以下「改正法」といいます。）では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が高まっている社会状況にあわせて、個人情報の「保護」と「適正かつ効果的な利活用」の両立を図れるよう、我が国の統一的なルールが規定されています。

地方公共団体の個人情報保護についても、改正法が適用（令和 5 年 4 月から施行予定）されることになり、京都市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）で定める規律の大部分は、目的を「個人の権利利益を保護すること」（第 1 条）、基本理念を「個人の人格尊重」（第 3 条）とする、改正法に移行することになります。

京都市では、これまで 30 年以上にわたり、京都市の実情にあわせて、現行条例に基づく個人情報保護制度を運用し、市民と行政との厚い信頼関係を構築してきた実績があり、改正法への移行後も、市民の利便性や透明性、客観性を重視し、円滑な制度運営が求められます。

こうしたことから、改正法で「条例で定めることとされている委任事項」だけでなく、改正法の趣旨にあわせる形で「京都市の実情に適う独自の仕組み」を条例で規定し、また、条例に規定しないまでも、運用ルールに盛り込むことが必要です。

第2 京都市の個人情報保護制度の見直しに対する意見

京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）は、京都市の情報公開及び個人情報保護に関する制度のあり方に関し、調査、審議するため、情報公開及び個人情報保護の具体的事案のうち現行条例で規定された重要な事項について意見提出するために設置されています。

令和3年8月6日付けで、審議会は、京都市長から、「京都市における個人情報保護制度の見直しについて」諮問を受け、制度部会を設置し、以後、慎重に審議を重ねたうえで、以下のとおり、審議会の意見をまとめました。

1 基本的な考え方

- (1) 改正法の下で、地方公共団体の個人情報保護制度には、全国共通ルールが適用されることとなりますが、法律の許容する範囲で、自治体が創意工夫を講じていく余地も認められています。これまでの京都市の実績や実情に応じ、独自の仕組みを加えることが重要であると考えます。
- (2) デジタル技術の進歩によりデータの利活用が一層進み、また、そのことで社会に有用な結果をもたらすと考えますが、一方で、デジタル分野の技術は日進月歩の変化が起こるものであり、改正法の目的である個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取扱い、安全管理措置などの法的規制だけではなく、情報システム面や技術面での対策とチェックも同様に重要であると考えます。
- (3) 改正法による共通ルールの適用や個人情報保護委員会の権限強化を背景として、個別の事案に関する審議会の関与は変化すると考えられますが、高度な専門性や市民感覚などの観点から、市外部の委員によって構成される第三者機関としての審議会の役割は、今後とも重要であると考えます。

2 個人情報保護制度の比較

審議会の意見を検討するにあたり、現行条例と改正法との比較を行い、検討項目を整理しました。次ページ以降、それぞれの論点ごとに意見を提示します。

項目		現行 京都市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
項目1	定義、適用対象	論点1	・個人情報の定義は、個人が「識別され」又は「識別可能」なもの ・個人情報の定義は、個人が「識別可能」なもので、他の情報と容易に照合することができるものを含む
		論点2	・思想、信条等の個人情報について慎重な取扱いを規定 ・要配慮個人情報を規定するほか、条例要配慮個人情報を条例で追加可能
		論点3	・市会は条例の対象 ・本市の機関（本市が設立した地方独立行政法人を含む）に同じ規律を適用 ・市会は改正法の対象外 ・一部の地方独立行政法人や地方公共団体の機関の一部業務には、民間事業者の規律を適用
項目2	取扱いの制限	論点1	・個人情報の収集は「適法かつ公正な手段により収集しなければならない」と規定 ・「偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない」と規定
		論点2	・収集の制限（本人収集の原則、センシティブ情報は原則収集禁止） ・保有の制限（収集元が本人か本人以外かに関わらず必要な範囲で保有）、不正な手段による取得禁止
		論点3	（目的外利用が許容される主な場合） ・法令に定め、本人同意 ・本人の生命、財産、緊急事由 ・審議会意見聴取に加えて公益上特に必要であること （目的外利用が許容される主な場合） ・法令に定め、本人同意 ・本人の利益 ・行政内部、他行政機関等へ提供→「相当の理由」 ・上記以外へ提供→「特別の理由」
		論点4	（電子計算機処理が許容される場合） ・法令に定め（センシティブ情報のみ） ・審議会の意見聴取 （電子計算機結合が許容される場合） ・法令に定め ・審議会の意見聴取に加えて公益上特に必要、保護に関し必要な措置 電子計算機に限定せず、「保有個人情報の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務」を規定
項目3	安全管理措置	論点1	・派遣労働者に対して適用なし ・過去の従事者にも適用 ・派遣労働者に対して適用 ・過去の従事者にも適用
		論点2	・個人情報管理責任者の設置規定あり ・責任者等の設置規定はない ・特定個人情報以外は漏えい等の国への報告義務なし ・漏えい等の国（個人情報保護委員会）への報告を義務付け
項目4	開示請求	論点1	・任意代理人による請求が不可（特定個人情報に係る請求を除く） ・任意代理人による請求が可能
		論点2	・開示決定の期限は14日 ・開示決定の期限は30日を上限
		論点3	・開示請求、訂正請求、利用停止請求の手数料は求めない。写しの作成及び送付には実費を定める ・手数料の額は条例で定める
		論点4	・条例第16条で非開示情報を規定 ・法第78条で不開示情報を規定
項目5	訂正、利用停止請求	論点1	・請求に係る開示決定等の前置なし ・訂正の内容が事実と合致することを証する資料を求めている ・請求には開示決定等の前置が必要 ・左記の資料は不要
項目6	個人情報ファイル簿	論点1	・事務単位の帳簿（個人情報取扱事務目録）を作成し、公表 ・ファイル単位で帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表
項目7	行政機関等匿名加工情報提供制度	論点1	・規定なし ・民間事業者から提案を募集し、審査を通った場合に個人が特定できないように加工して提供
項目8	審議会の役割	論点1	・取扱い制限の解除を行う前に、審議会への意見聴取を義務付け ・取扱い制限の解除を行う前に、審議会への意見聴取の規定はない

3 条例改正事項についての審議会の意見

前述2の項目ごとに見直しを検討する必要がある論点について議論を行い、以下のとおり意見を取りまとめました。「分析」では、改正法の考え方を説明し、「意見」の表で、新しい条例（以下「新条例」といいます。）の規定について検討すべき内容を、「理由」には、その考え方を記載しています。

審議会の意見は、おおよそ、以下のように分類できます。

なお、2つ以上の要素を持つものもありますが、主な要素で分類しました。

A	条例に独自の規定を検討するもの	項目1 論点3 実施機関	項目2 論点3 目的外利用・提供の制限	項目2 論点4 電算処理・結合の制限
		項目3 論点1 責任者の設置	項目3 論点2 漏えい等への対応	項目4 論点2 開示決定期間
		項目6 論点1 個人情報ファイル簿	項目8 論点1 審議会の役割	
B	改正法からの委任で、条例に規定することを検討するもの	項目4 論点3 開示請求に係る手数料	項目7 論点1 行政機関等匿名加工情報の提供	
C	改正法に必要な規定があるため、条例で規定しないもの	項目1 論点1 「個人情報」の定義	項目1 論点2 要配慮個人情報	項目2 論点1 手段の適正性
		項目2 論点2 本人外収集の制限	項目4 論点1 代理人による請求	項目4 論点4 不開示情報の範囲
		項目5 論点1 開示請求前置		

項目1 定義、適用対象

改正法では、現行条例に規定のない「個人識別符号」や「匿名加工情報」等の新たな定義が追加されるほか、現行条例の規定と表現が異なる定義が存在します。

改正法で定義が統一された用語について、条例で異なる定義を規定することは、改正法の趣旨に反し、認められないと解されています。

改正法の定義は、現行条例と表現が異なっても、死者に関する情報の取扱を除けば、実質的な違いはありません。

〈論点1〉「個人情報」の定義

ア 分析

改正法は、「個人情報」の定義について、「他の情報と容易に照合することができるものを含む」と規定し、照合の容易性を規定しています。

現行条例では、照合の容易性について明文上規定していませんが、現在の実務マニュアル（「個人情報保護事務の手引」）においては、「他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人が識別されるものを含む。」としています。

定義	京都市個人情報保護条例	個人情報保護法
個人情報	個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。	生存する個人に関する情報であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(略)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
	<p>現在の実務マニュアル</p> <p>住所及び氏名のように、特定の個人が直接識別できる情報のほか、<u>他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人が識別されるものを含む。</u></p> <p><u>特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報</u>については、<u>通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。</u></p>	

イ 意見

条例	改正法で現行条例に相当する定義がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	理由 <ul style="list-style-type: none"> 「個人情報」の定義について、改正法と現行条例とでは、表現上の違いはありますが、実質的な違いはありません。 現在の京都市の実務マニュアルでは、特定の個人を識別するための「他の情報」には、特別の調査で入手できるような情報は含まないとしています。 このため、現在の運用では、個人を識別するための照合に使う「他の情報」については、容易に入手可能な情報としています。 現状においても改正法と同様、照合の容易性が認められるため、「個人情報」の定義に関して実務上、現行条例と改正法で相違はないと考えられます。

【関連項目】 4(1) 死者に関する情報の取扱い

〈論点 2〉 要配慮個人情報

ア 分析

「要配慮個人情報」とは、個人情報の中でも、その取扱いに特に配慮を要するものであって、現行条例で定めている項目は、改正法の「要配慮個人情報」の中に含まれています。

改正法では、「条例要配慮個人情報」として、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を、地方公共団体が条例で独自に「条例要配慮個人情報」として規定することを認めています。

イ 意見

条例		改正法で現行条例に相当する定義がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	理由	<ul style="list-style-type: none">「要配慮個人情報」は、改正法と現行条例とでは、表現上の違いはありますが、実質的な違いはないため、京都市独自の「条例要配慮個人情報」を追加する必要性はありません。改正法では、「条例要配慮個人情報」として規定されると、漏えい時に個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が求められることとなります。現在、京都市では、個人情報の漏えい等が発生した際には、要配慮個人情報に限ることなく、本人に連絡することを庁内ルールで定めており、改正法の対応を内規とはいえ、すでに実施しています。また、項目 3〈論点 2〉でも、漏えい等への対応として、本人への通知を新条例で義務付けることを求めているところでもあり、「条例要配慮個人情報」を追加するまでもないと考えられます。

〈論点 3〉 新条例の適用対象（実施機関）

ア 分析

地方公共団体の議会（京都市においては、市会）については、現行条例では実施機関として位置付けられていますが、改正法では、議会は、国会や裁判所と同様に自律的な対応により個人情報保護制度が適切に行われることが期待されることから、改正法による規律の対象外とされています。

イ 意見

条例	市会の個人情報の取扱いに関し、その自律的な判断によることが大前提ですが、執行機関（市会以外の行政）と市会は、同様のルールで実施されることが望ましいと考えます。 それぞれの条例を一つにまとめて制定するか、別条例で制定するかは、審議会で関知するものではありませんが、市民にとってわかりやすく、条例の解釈に支障が生じないことが必要です。
	理由 <ul style="list-style-type: none">当審議会が市会に対して意見を述べる立場にはありませんが、京都市ではこれまでから、執行機関と市会とは同じ個人情報保護の仕組みで運用されてきたこともあり、引き続き、同様のルールが適用されることが望ましいと考えます。個人情報保護条例は、市民の権利が記載される条例であり、条文上の読みやすさが重要な要素となります。

【関連項目】 4(2) 新条例の適用対象（実施機関）

項目2 取扱いの制限

本項目においては、改正法のうち、個人情報の取扱いの制限、適正な管理、安全管理措置といった、国、地方公共団体等における「個人情報の取扱い」に関する重要な基本原則を検討しました。

現行条例では、個人情報の取得に関しては、その「収集」の時点での取扱いについて規定を設けていましたが、改正法では、「収集」の段階だけでなく、「保有」の段階でも制限（第61条第1項）を設けることで、全体として個人情報保護を図る構成になっています。制限を課すタイミングを「収集」から「保有」へと移し、「保有」を制限することによって、結果として「収集」も制限していくという考え方の違いがあることに留意し、分析を行うべきと考えています。

なお、改正法の規律を的確に運用するためのガイドライン等を国が策定することとされており、地方公共団体が条例で規定を置く必要性は少ないと考えられます。

〈論点1〉手段の適正性

ア 分析

個人情報の収集において、現行条例では「適法かつ公正な手段により収集しなければならない」としていますが（第6条第1項）、改正法では「偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない」と規定しています（第64条）。

イ 意見

条例	改正法で現行条例に相当する規律がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	理由 <ul style="list-style-type: none">現行条例と改正法との規定に、表現上の違いが認められますが、実質的な違いはありません。現行条例の「適法かつ公正な手段」と改正法の「偽りその他不正な手段」は、表裏の関係にあり、同様の内容を規律しています。

〈論点 2〉 本人外収集の制限

ア 分析

現行条例では、「個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。」（第6条第2項）としたうえで、本人外からも収集できる例として

- 法令に定めがあるときや本人の同意があるとき
- 公にされているとき
- 生命・身体・財産の安全のため緊急かつやむを得ないとき
- 公益上必要があり本人の権利利益を侵害するおそれがないとき

などを規定しています（第6条第3項）。

改正法では、本人収集に限定した規定はありませんが、第64条で不正な手段による取得の禁止が規定されており、第61条第1項（保有の制限）、第63条（利用の制限）の規定とも合わせて、本人の権利利益の侵害やそのおそれのある場合の本人以外の者からの収集は認められないと考えられます（関連規定は以下のとおり）。

- 個人情報の保有に当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合であって、利用目的をできる限り特定した場合に限り、その保有を認める（第61条第1項）
- 不適正な（違法又は不当な行為を助長、誘発するおそれがある方法による）利用の禁止（第63条）
- 不正な手段による取得の禁止（第64条）

イ 意見

条例		改正法で現行条例に相当する規律がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	理由	<ul style="list-style-type: none">・ 改正法では、本人収集を原則とせず、収集方法によらず全般的に適正な取扱いを定めています。一方、現行条例でも、本人収集以外にも、法令に定めがある場合など本人外からの収集を広く認めていることなどから、改正法で保有可能な範囲と現行条例で収集可能な範囲は、実務上、概ね一致すると考えられます。・ その結果、現行条例と改正法とで規律の範囲に実務上の差は生じないと考えます。・ 本人の知らないところで自らの情報が収集されることについては、改正法の「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき」という基本理念の下、不正な手段による取得の禁止や不適正な利用の禁止といった個人情報の適正な取扱いに関する改正法の規制等に加えて、住民からの本人情報の開示請求、訂正請求、利用提供の停止請求が適切に運用されることで、市民にとって安心・安全な制度が確保されることとなります。

＜論点 3＞ 目的外利用・提供の制限

ア 分析

法令に基づく場合等を除いて、個人情報の目的外利用・提供を制限するのは、現行条例・改正法とも共通ですが、現行条例では、例外的に個人情報の目的外利用・提供が認められる場合の要件として、公益上の必要性和審議会の意見聴取手続が求められていたのに対して、改正法では、「相当の理由」や「特別の理由」が求められています。

また、改正法では、個人情報の目的外利用・提供について、行政機関の長等が適否を判断するに際しての基準となる「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「国のガイドライン」といいます。）が個人情報保護委員会によって策定されており、類型的に審議会の意見聴取手続を要件とするなどの独自の制限を新条例で規定することはできないとされています。

○ 個人情報保護法の規定の例（第 69 条第 2 項）

行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。（第 2 号）

他の行政機関、（略）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。（第 3 号）

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。（第 4 号）

○ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（抜粋）

「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

「特別の理由があるとき」とは、（中略）、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、

- ① 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、
 - ② 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、
 - ③ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること、
 - ④ 当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること
- 等の、特別の理由が必要とされる。

例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。

出典：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和 4 年 4 月一部改正）（個人情報保護委員会）

イ 意見

	<p>改正法では、適正な運用の確保のため、目的外利用・提供が許容される要件として「相当の理由」「特別の理由」を規定するとともに、国のガイドラインでその解釈が限定され、個人情報保護委員会の監視・監督の下、運用されるという仕組みになっています。そのため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありませんが、特に必要な場合には、審議会へ意見聴取すべきです。また、提供先や利用目的の可視化について、新条例で義務化することが適当です。</p>
<p>条 例 理 由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法においても、第 69 条により原則として目的外利用・提供が禁止されており、法令に基づく場合等の他、「相当の理由」「特別の理由」がある場合に限り、目的外利用・提供が許容されています。国のガイドラインではその要件に関する考え方や具体例を示して行政機関の恣意的な判断を禁止しています。 ・ 個人情報保護委員会の監視監督により、国のガイドラインに基づく運用の実効性が担保されます。 ・ その結果、改正法に基づく目的外利用・提供の運用では、適切な取り扱いが確保されます。 ・ なお、特に必要と認められるような場合には、専門的な見地から審議会に意見を聴くことにより、市外部の視点からの多面的な考えが反映される仕組みとすることができます。 ・ 個人情報を目的外利用・提供する場合の提供先の可視化については、市民が容易に把握することができるよう、個人情報ファイル簿（項目 6<論点 1>参照）の記載事項とされている経常的な提供先と併せて、利用目的及び提供先も記載するなど、透明性を持たせることが望ましいと考えます。

【関連項目】 4(3) 目的外利用・提供の制限

<論点 4> 電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の制限

ア 分析

現行条例では、思想、信条等の個人情報や犯罪に関する個人情報を、「電子計算機処理をしてはならない。」としたうえで、法令に定めがあるときや審議会の意見を聴き、公益上特に必要があると認めるときは、電子計算機処理をすることができる規定しています（第 10 条第 1 項）。また、思想、信条、犯罪等の個人情報でなくとも、新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときには、審議会の意見聴取を経る仕組みとしています（この場合、公益性の認定は不要、第 10 条第 2 項）。

実施機関以外のものとの間で個人情報を提供し、又はその提供を受けるために電子計算機を結合する場合も、前記と同様、公益上特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いたうえで許容しています（第 11 条）。

改正法では、現行条例に相当する規定はありません。その理由の一端には、電子計算機を用いた処理が日常化し、市民サービスや行政効率の向上が図られ、社会において必要不可欠なものとなっていることがあります。改正法で

は、そういった情報技術の発達へ対応するため、個人情報の漏えいを防ぐための安全管理措置が明確に規定されるなど、必要な保護が図られています。

イ 意見

	要配慮個人情報（改正法第2条第3項）の中でも、特に、思想、信条や犯罪に関するものに関し、電子計算機で処理するような、とりわけ配慮が必要と認められる場合は、意見聴取できる等の仕組みが必要です。
理由	<ul style="list-style-type: none"> 上記の個人情報の電子計算機処理については、極めて例外的な事案と考えられ、より慎重な取扱いが求められますので、審議会に助言を求めることは必要と考えます。
	電子計算機処理の制限等について、改正法では、安全管理措置等が義務化されているため、とりわけ配慮が必要とされる場合を除き、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
条例	<ul style="list-style-type: none"> 現行条例において、審議会の意見を求めた主な趣旨は、新たに電子計算機の処理をしようとするとき及び電子計算機の結合をしようとするときに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための措置が講じられているかを確認するためでしたが、改正法では、同じ趣旨の安全管理措置等が義務化されているため確認は不要です。 改正法で義務付けられる安全管理措置については、国のガイドラインにおいて、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等（以下「対策基準等」といいます。）を参考にすることが求められています。なお、「サイバーセキュリティ」とは、情報の改ざんや漏えいを防ぐ手段のことです。 個人情報保護委員会の監視監督により、国のガイドラインに基づく安全管理措置の実効性が担保されます。 情報の改ざんや漏えいのリスクへの対応は、認証管理、権限管理、ログ管理、暗号化、不正プログラム対策などのセキュリティ技術の活用、さらに、通信経路の分離やサーバーや端末への物理的な制限などを実施し、電子計算機処理で万全を期すこととなります。 京都市では、既に対策基準等に基づく「京都市情報セキュリティ対策基準」が策定され、適切なセキュリティ基準が維持されています。
理由	

項目3 安全管理措置

〈論点1〉委託・従事者の義務、責任者の設置

ア 分析

現行条例では、個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するなどの適正な措置について、実施機関だけでなく、委託事業者（指定管理者含む）にも義務付けていますが、改正法では、この措置を「個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」として明確に位置付け、実施機関、委託事業者に加え

て、再委託事業者（2以上の段階にわたる委託を含みます。）にまで義務付けています。

また、現行条例では、実施機関の職員もしくは職員であった者に、個人情報のみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならないと義務付けていますが、改正法では、委託事業者において個人情報の取扱い業務に従事する者や従事していた者（それぞれ派遣労働者を含む）にまで広げて義務付けています。

その他、現行条例では、実施機関は、個人情報を適正に管理させるため、「個人情報管理責任者」を置かなければならないと規定しています（第12条第2項）。改正法では、責任者の設置についての規定は置かれていません。

改正法では、地方公共団体の内部管理に関する規律について、新条例で規定することを認めています。

イ 意見

条例	改正法による安全管理措置を講じるために、責任者の設置を新条例で義務付けることが適当です。	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では安全管理措置に関して行政内部の責任者までは規定していないため、個人情報管理責任者の設置を新条例で義務付ける必要があります。 現行条例の管理責任者の規定を新条例に引き継ぐことができれば、円滑な制度移行に寄与すると考えます。

【関連項目】 4(4) 委託等に伴う措置・従事者の義務

<論点2> 漏えい等への対応

ア 分析

改正法では、個人情報の漏えいや滅失等、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして国の規則で定めるもの（要配慮個人情報が含まれる個人情報である場合など）が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知することが定められています。改正法により、新たに発生する義務です。

イ 意見

条例	行政の透明化を確保するために、国が定める本人通知の要件に該当しない漏えい等があった場合にも、本人へ通知する制度を新条例で義務付けることが適当です。	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の漏えい等があった場合は、本人がその事実を知り得る状態におくことが重要です。改正法による個人情報保護委員会への報告が不要なものについては、制度上、本人への通知も不要となりますが、その場合であっても、本人に通知することが適当であると考えます。

項目4 個人情報の開示請求

本項目における開示、訂正及び利用停止の請求に関する改正法の基本的な制度の仕組みは、現行条例の仕組みと大きな違いはありませんが、手続の細部において、新条例で京都市独自の規定を検討すべき余地があります。

〈論点1〉 代理人による請求手続、開示の実施

ア 分析

現行条例では、開示請求をすることができる代理人を未成年者又は成年後見人の法定代理人に限定しています。

改正法では、任意代理人による開示請求も可能となります。

イ 意見

条例		現行条例では、開示請求を本人又は本人の法定代理人に限定していますが、新条例で特段の措置を講じる必要はありません。
	理由	<ul style="list-style-type: none">・ 特定個人情報については、これまでから任意代理人による開示請求が認められていることを踏まえ、真正な代理権の授与があれば、個人情報についても、任意代理人による開示請求を認めても差し支えありません。・ 特に、入院中の方、障害をお持ちの方にとっては、任意代理が認められることは、負担軽減に繋がると考えます。・ 任意代理人による開示請求については、真正な代理権を付与されたものであることを確認することが必要です。

【関連項目】 4(5) オンラインによる請求・開示手続

〈論点2〉 開示決定期間

ア 分析

開示決定期間については、現行条例では「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」とし(第20条)、京都市情報公開条例に規定する公開決定の期間(第11条)と整合が図られています。改正法では「開示請求のあった日から30日以内」とされています(第83条)、30日を上限として、条例でこれを短縮することは可能とされています。

また、現行条例では、存否応答拒否決定(当該個人情報の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することになる場合に、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するもの)に関する制度を設けており、拒否決定をした場合には、その誤用や濫用を防止し、その妥当性を適切に判断する必要があることから、京都市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」といいます)に報告する制度を設けています。改正法にも、存否応答拒否決定に係る規定は置かれていますが、審議会や審査会への報告に相当する規定はありません。

イ 意見

条例	<p>市民の利便性を確保するために、開示決定等の期限は、現行条例に規定する 14 日（他の地方自治体等から事案の移送を受けた場合は、改正法が定める 30 日）以内とすることが適当です。</p> <p>改正法第 83 条第 2 項の期間延長は 30 日が妥当ですが、開示決定等の期限を 14 日以内とするため、足した 44 日が、改正法第 84 条の期限の特例の基準日数になります。</p> <p>行政の客観性を確保するために、現行条例と同様に存否応答拒否決定をした場合のほか、例外的な決定をした場合にも、審査会への報告を新条例で義務付けることが適当です。</p>
	理由

<論点 3> 開示請求に係る手数料

ア 分析

改正法では、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしています（第 89 条第 2 項）。訂正請求及び利用停止請求については、手数料の規定はありません。

現行条例では、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は徴収しないと規定し（第 39 条）、かつ、請求者は開示請求において写しの交付を受ける場合は、その写しの作成及び送付に要する費用（実費）を負担する旨の規定を置いています。

イ 意見

条例	<p>自己情報の開示という権利確保のために、開示請求の手数料を徴収しないことが適当です。ただし、現行条例と同様に、実費については、開示請求者から徴収することが適当です。</p>
	理由

〈論点 4〉 不開示情報の範囲

ア 分析

開示請求に係る不開示情報（現行条例では、「非開示情報」）については、改正法で一元的に列挙されています（第 78 条）。

情報公開条例と整合を図るために、不開示とする必要がある情報や逆に開示する必要がある情報については、新条例に不開示情報や開示情報として規定することができます。それ以外に、独自の不開示情報を新条例で規定することはできないとされています。

イ 意見

条例	改正法で現行条例に相当する規律がされているため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。 京都市情報公開条例の非公開情報としての「個人に関する情報」の規定を、改正法の規定と整合させることが適当です。
	理由 ・ 現行条例と改正法との規定に、表現上の違いが認められますが、実質的な違いはありません。 ・ 改正法の開示情報と、京都市情報公開条例における非公開情報との規定に違いが生じる箇所があるため、改正法の表現にそろえることが必要です。

項目 5 訂正及び利用停止請求

〈論点 1〉 開示請求前置

ア 分析

訂正又は利用停止の請求の対象となる個人情報については、改正法では、開示決定等により開示を受けた個人情報（開示決定により開示を受けた個人情報又は他の法令により開示を受けた個人情報）に限定しており、開示請求の手續等を前置することが求められます。

現行条例では、訂正又は利用停止の請求に当たって、このような手續の前置を要件にしていませんが、訂正又は利用停止の請求の対象となる個人情報が明確に特定されていれば、当該請求をすることが可能です。

イ 意見

条例	開示請求の前置を求めることは、制度運用を安定的にするものでもあるため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません。
	理由 ・ あらかじめ開示請求手續を行うことは、対象となる個人情報を特定するために必要な行為であり、市民に過度な負担を課すものではありません。 ・ 訂正又は利用停止の請求に当たり、あらかじめ開示請求手續を経ることによって、開示請求者は、訂正又は利用停止の具体的な内容を的確に把握することができます。

【関連項目】 4(6) 訂正請求における事実を証する資料の添付

項目6 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録

〈論点1〉個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録

ア 分析

現行条例では、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」といいます。）を開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称、目的、所掌する組織の名称、個人情報の対象者の範囲、個人情報の項目、収集先、電子計算機処理の有無、目的外利用・提供の場合の利用の範囲・提供先等を市長に届けなければならないとしています。市長は、届出があれば、審議会に報告し、また、目録を作成して一般に供覧しなければならないとしています（第7条）。これは、市民が個人情報の開示請求等を行う場合の検索に利用するためのものだけではなく、市長への届出により、市長は、全ての実施機関の個人情報取扱事務を正確に把握するとともに、その収集の必要性や収集範囲を再確認し、慎重かつ責任を持って個人情報を取り扱うことに資するものです。

改正法では、行政機関の長等が保有する電算処理ファイル（電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）又はマニュアル（紙）処理ファイル（氏名、生年月日等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの）（これらを「個人情報ファイル」といいます。）について、個人情報ファイルの名称、組織の名称、利用目的、個人情報ファイルに記録される項目、個人情報の収集方法、要配慮個人情報の有無、当該機関以外に経常的に提供する場合の提供先、開示請求等の窓口等を記載した帳簿（これを「個人情報ファイル簿」といいます。）を作成して、公表しなければならないとされています（第75条）。

現行条例は「事務」単位での目録、改正法は「ファイル」単位での帳簿の作成・公表を求めています。

イ 意見

条例	<p>現行条例の個人情報取扱事務目録の作成・公表から改正法の個人情報ファイル簿の作成・公表の制度に移行することが適当です。</p> <p>個人情報ファイル簿には、目的外利用・提供する場合の利用目的や提供先の記載義務を新条例で課すことが適当です。</p> <p>本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル（個人情報ファイル簿の作成対象外）の保有の有無についても、一元的に把握できることが重要であり、個人情報ファイルを網羅した一覧表の作成、公表について、新条例で課すことが適当です。</p> <p>庁内各部署で個人情報ファイルを保有する時は、現行条例の個人情報取扱事務の届出と同様に、引き続き市長への届出の義務を新条例で課すことが適当です。</p>
----	---

理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の目的外利用・提供について、利用目的や提供先を公表し、透明性を持たせることが望ましいと考えます。 ・ これまで個人情報取扱事務目録を公開していたことを踏まえると、個人情報ファイルの一覧を作成し、一般の閲覧に供することが必要です。 ・ 現行条例と同様に実施機関における個人情報ファイルの保有状況を一元的に把握するため、市長への届出義務は必要です。
----	--

項目7 行政機関等匿名加工情報提供制度

〈論点1〉 行政機関等匿名加工情報の提供

ア 分析

「行政機関等匿名加工情報」とは、改正法による個人情報ファイル簿の作成・公表の対象となる個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたものです。例えば、地方公共団体等が保有する市民の健康データ（個人が特定されないよう加工したもの）の提供を受けた事業者が、創薬等の事業に活用するといった事例が想定されており、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現のための制度です。現行条例には、これに相当する制度はありません。

事務の流れは、おおよそ次のようになります。

- ① 行政機関の長等は、毎年度1回以上、30日以上の間を定めて、インターネット等を利用して、個人情報ファイル簿のデータを対象に、提案の募集を行い、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者は、その期間内に提案をします。
- ② 行政機関の長等は、提案があれば、改正法に定める欠格要件に該当しないこと、提案内容が「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するもの」であることなどを審査して、審査基準のいずれにも適合すると認める者と、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結します。
- ③ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないとされています（第119条）。

「政令で定める額」は、次のとおりです。

行政機関等匿名加工情報の提供に要する事務経費 21,000 円＋行政機関等匿名加工情報の作成に要する職員の人件費 1 時間当たり 3,950 円＋作成の委託を受けた者に対して支払う額

- ④ 行政機関等匿名加工情報を作成したときは、個人情報ファイル簿にその概要を記載します。

なお、作成済みの行政機関等匿名加工情報について、事業者が利用の提案を行うことも予定されており、改正法は、その場合の手続も定めています。

減少していくと考えられます。

改正法では、「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」としています(第129条)。京都市の場合、この「合議制の機関」は、審議会が該当し、関与の方法は変わりますが、引き続き、京都市の個人情報の適切な取扱いを確保するための役割を担うことが期待されています。

イ 意見

条例	高度な専門性や市民感覚を踏まえた視点を確保するために、特に必要な事案については審議会に意見聴取する等、改正法の趣旨に基づく審議会の関与を、新条例で規定することが必要です。
	理由 <ul style="list-style-type: none">・ 審議会は多数の学識経験者が参加して専門的な知見が確保されると同時に、市民公募委員も参加して市民の目線でも適正な運用の検証がなされています。さらに長年にわたる保護行政実務が積み重ねられています。このような第三者機関としての審議会の役割と実績に鑑み、専門的な知見や、市外部の視点からの多角的な意見が求められる場合については、審議会の関与が必要です。・ 個人情報保護制度に関する制度改正や要綱等制定に当たっては、審議会に諮問し、調査・審議を経て、その策定がなされることが引き続き必要です。・ 目的外利用・提供、電子計算機処理等の個人情報の取扱いに関しても、例えば、国のガイドラインが想定していない特別なケースなどについて運用上の留意点など、特に必要と認められるような場合には、審議会に意見聴取することができる等の仕組みが必要です。・ 個人情報保護制度の運用状況を事後的に検証するため、開示、訂正、利用停止請求や存否応答拒否決定、裁量的開示(不開示情報を開示した場合)、行政機関等匿名加工情報の募集提案等の状況等を審議会又は審査会に報告する仕組みが必要です。

4 条例改正に伴う運用事項についての審議会の意見

審議会では、この度の条例改正に伴い、運用面においても措置を講じるべき事項があると考えますので、以下に列挙します。「意見」の表で、新条例において規定すべき内容以外の運用上の重要な内容を、「理由」には、その考え方を記載しています。

(1) 死者に関する情報の取扱い

ア 分析

改正法では、「個人情報」は「生存する個人に関する情報」に限定されており、「死者に関する情報」を除外しています。しかし、個人情報保護委員会のガイドラインでは、「死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって『自己を本人とする保有個人情報』に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる」と示されており、死者に関する情報も、改正法の対象になる場合があります。

現行条例の下では、「死者に関する情報」の開示請求があった場合、当該情報が請求者自身の個人情報であると考えられる情報、又は社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報（例えば、医療・介護に係る情報のうち本人と密接な関係がある情報と認められる情報など）であるときに限って、請求を認める取り扱いとしています。

その他、実際の運用に当たっては、民法（親族法、相続法）、個人情報保護法、現行条例の趣旨に基づいて、実施機関と御遺族との協議により、任意で情報提供されることもあります。

イ 意見

運用		国のガイドラインに基づき、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として取り扱われるべきです。
	理由	・ 死者に関する情報についての国のガイドラインの考え方は、これまでの京都市での運用と大きく異なるものではないですが、要綱等の整備により、取扱いを明確にしておくことが重要です。

(2) 新条例の適用対象（実施機関）

ア 分析

公立の病院、大学及び研究機関については、現行条例では実施機関として位置付けられていますが、改正法では、地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究機関、大学等の設置及び管理並びに病院事業の経営を目的とする地方独立行政法人に対しては、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、個人情報ファイル簿や開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門の規律が適用されます。

イ 意見

運用		京都市が関与する公立の病院、大学及び研究機関については、円滑に制度の移行が進むよう、改正法の施行までに準備を整えていただきたい。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 現行条例が適用されている地方独立行政法人（研究開発、大学運営、医療事業に限ります。）については、改正法のうち一部を除いて民間事業者に関する規律が適用されるので、円滑に制度の移行が進むよう、十分な準備が必要です。

(3) 目的外利用・提供の制限

ア 分析

改正法では、「相当の理由があるとき」、「特別の理由があるとき」に限って、個人情報 の目的外利用・提供が認められており、この要件をわかりやすく手引き等で表現し、職員間で周知を図ることが重要です。

イ 意見

運用		目的外利用・提供に関する改正法の規定の「相当の理由」や「特別の理由」の内容について、判断の指標となるものを明確化し、市内部で共有化することが望ましいと考えます。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 「相当の理由」や「特別の理由」の判断について、適正性を担保するために判断の指標を明確にすることが有効な手法であると考えられます。国のガイドライン等で示される考え方や具体例を実施機関内部で共有し、必要に応じて、国の個人情報保護委員会に助言を求める体制を整えることも有効であると考えます。

(4) 委託等に伴う措置・従事者の義務

ア 分析

個人情報を取り扱う事務を委託する際、その適正利用を担保するため、契約等における所要の措置を講じることが重要です。

イ 意見

運用		委託を受けた事業者が、その業務で取得した個人情報を当該事業者の他の業務で利用しないよう、明確に契約で禁止すべきです。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務において市の窓口となる委託事業者が、受託業務以外の目的のために個人情報を収集することは、本市の適正な個人情報の取扱規定からは認められないため、委託事業者の個人情報の収集及び利用に関して厳格な措置を講じておくべきです。具体的には、契約での禁止条項が、全庁的に漏れなく盛り込まれるよう、モデル契約書を示すなどの対応が必要です。

(5) オンラインによる請求・開示手続

ア 分析

オンラインによる請求・開示手続については、行政手続の利便性の向上を図るため、導入に向けた検討が必要です。改正法では、窓口や郵送による手続のほか、オンラインによる手続についても地方公共団体がその旨を定めることにより実施が可能とされています。

イ 意見

運用	<p>手続のオンライン化については、本人確認を確実にを行う技術的水準の確保が必須です。市は、引き続き、妥当な手法の研究を行う必要があります。</p> <p>電磁的記録の開示方法については、柔軟に対応することができるよう、要綱等で定めることが適当です。また、その費用負担に関し、従量制の導入も検討課題となります。</p>
	理由

(6) 訂正請求における事実を証する資料の添付

ア 分析

訂正請求において、訂正を求める内容が事実に合致することを証する資料（「証明する資料」よりも証明力が低いもの）の添付があることは、訂正事務を円滑に実施するために、有用な手続です。

イ 意見

運用	<p>訂正請求において、できる限り、訂正を求める内容が事実に合致することを証する資料を請求者に求めることは、訂正内容を確認し、円滑に事務を実施するのに有益です。ただし、事情によっては、事実を証する資料の添付ができない場合もあることから、義務付けにはしません。</p>
	理由

(7) 行政機関等匿名加工情報の提供

ア 分析

行政機関等匿名加工情報の提供については、その事務の流れが改正法で規定されていますが、具体的な審査体制の構築等、運用面での規定を整備していく必要があります。

イ 意見

運用理由	<p>改正法の施行までに、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」(次世代医療基盤法)に基づく取組も参考にして、本制度の運用体制を十分に整える必要があります。</p>
	<ul style="list-style-type: none">行政機関等匿名加工情報の利活用については、次世代医療基盤法に基づく取組が先行しているため、同法の先行事例を参考にして、制度の統一的な運用、審査体制の構築、加工方法の水準の確保、安全管理措置、提供先における活用状況の把握等、本制度の運用体制を十分に整える必要があります。京都市内には多数の学術研究機関が立地しており、企業だけではなく、学術発展に資する形での活用が重要であり、学術研究機関にも配慮した制度の仕組みが必要です。全国的な状況も確認のうえ統一感のある制度運用が重要です。

《参考資料》

1 京都市情報公開・個人情報保護審議会 委員名簿

(五十音順、◎：審議会会長 ○：審議会副会長 ◇：制度部会委員)

氏名		職名等
飯田 真弓		税理士
小林 務	◇	弁護士
渋谷 千鶴		人権擁護委員
鈴木 ちよ		市民公募委員
多田 知正		京都教育大学教育学部教授
長沢 一恵		市民公募委員
松塚 晋輔	◇	京都女子大学法学部教授
宮村 教平	◇	佛教大学教育学部教育学科講師
山田 篤	◎/◇	福知山公立大学地域経営学部教授
結城 公生		京都新聞社論説委員
渡辺 千原	○/◇	立命館大学法学部教授
曾我部 真裕	◇	京都大学大学院法学研究科教授(※)

(※) … 曾我部委員は、外部有識者であり制度部会委員であるが、審議会委員ではない。

2 審議経過（時系列表）

年月日	内容
令和3年8月6日	京都市長から、審議会に対し、京都市における個人情報保護制度の見直しに関し、諮問。
令和3年10月19日	第1回制度部会。個人情報保護制度の見直しの全体像について。
令和3年12月21日	第2回制度部会。定義・適用対象、個人情報の取り扱いの制限について。
令和4年3月3日	第3回制度部会。個人情報の取り扱いの制限、適正な管理、安全管理措置、開示、訂正、利用停止請求について。
令和4年4月27日	第4回制度部会。個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録、行政機関等匿名加工情報、審議会の役割について。
令和4年6月7日	第5回制度部会。答申（素案）について。
令和4年6月13日	令和4年度第1回審議会。答申（素案）について。
令和4年6月24日 ～7月25日	パブリック・コメントの実施
令和4年8月8日	第6回制度部会。答申（案）について。
令和4年8月22日	令和4年度第2回審議会。答申（案）について。